

平成30年2月9日

千葉県報第13299号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員



## 目 次

- 1 平成22年度分  
(監査テーマ)  
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成24年度分  
(監査テーマ)  
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について・・・・・・・・ 3
- 3 平成26年度分  
(監査テーマ)  
県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的  
援助等に伴う所管課の関与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 平成27年度分  
(監査テーマ)  
(1) 千葉県立学校に係る事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
  
(2) 公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納  
その他の事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 平成28年度分  
(監査テーマ)  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業  
育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9



平成22年度包括外部監査  
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

〔健康福祉部障害福祉課（障害福祉事業課）〕

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
1	<p>Ⅱ. 各施設の状況について</p> <p>2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター</p> <p>(6)包括外部監査の結果</p> <p>②施設の老朽化に対する課題について (エ)結果</p>	<p>患者が入院する居住棟等耐震化基準を満たしていない建物があるが、これらは早急に対応すべき重要な問題である。</p>	<p>平成29年11月に千葉県県有建物長寿命化計画が策定され、平成30年度から平成34年度までの間に、建替えに着手する施設として位置付けられたことから、今後、関係機関と連携しながら、県民のニーズに合った施設整備に取り組み。</p>	
2		<p>現在、「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を策定中であるが、センターへの今後の対応としては、現状施設の修繕、施設の建替え又は移転などが考えられる。今後の方針の決定に当たっては、各案のコストの比較検討や施設運営の停止期間中の利用者への対策を十分に検討する必要があると考える。</p>	<p>平成23年3月に「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定し、また平成24年3月に利用者への対策も含めて大規模修繕、建替え及び移転に係るコスト等の検討をしたところである。</p> <p>また、平成29年11月に千葉県県有建物長寿命化計画が策定され、平成30年度から平成34年度までの間に、建替えに着手する施設として位置付けられたことから、今後、関係機関と連携しながら、県民のニーズに合った施設整備に取り組み。</p>	

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民生活・文化課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
3	<p>II. 各施設の状況について</p> <p>3. 千葉県青少年女性会館</p> <p>(6) 包括外部監査の結果</p> <p>① 耐震工事や要修繕箇所への一部未対応</p>	<p>青少年女性会館は新耐震基準以前の設計であり、耐震指標値I<sub>s</sub>値が0.45と判定されており、補強の必要性があると判断されている。県有施設の耐震化工事については、現在、全庁的に検討しているとのことであるが、公共の施設であり、利用者の安全の観点から速やかに事業化することが望まれる。</p>	<p>平成29年11月に策定された千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、中央児童相談所の移転先として整備（耐震補強及び大規模改修）する予定である。</p> <p>なお、青少年女性会館としては、平成29年度末をもって廃止することが決定している。</p>	
4		<p>建物の簡易劣化診断の結果では、「修繕の検討を要する」という判定となった。建物には、外壁のタイルは剥離やコンクリート壁の亀裂などが生じていることから、利用者の安全を確保するため、これらの修繕も早急に実施することが望まれる。</p>	<p>平成29年11月に策定された千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、中央児童相談所の移転先として整備（耐震補強及び大規模改修）する予定である。</p> <p>なお、青少年女性会館としては、平成29年度末をもって廃止することが決定している。</p>	

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
5	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）</p> <p>④その他</p>	<p>回収見込みの無いものや費用対効果の面から債権の回収を断念した方がよいものが見受けられるので、いたずらに放置することなく、議会の承認を得て適時に不納欠損処理を行うことが望まれる。</p>	<p>債権の放棄を議会に提案する際の基本的な考え方について、平成28年10月に全庁に周知し、その考え方に基つき平成29年2月定例県議会において計8件の債権放棄議案を提出し、可決されたところである。</p> <p>今後も、債権管理を進めていく中で、基本的な考え方に合致する案件については、適時に債権放棄の議案を提出していくこととする。</p>	

平成24年度包括外部監査  
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

[県土整備部県土整備政策課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
6	包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	県として、事業費の規模に対してその効果はどうか、相応しい施設の建設や商業施設の誘致等が実現できたか、また県が購入した土地がより有利にかつ効果的に利用されたか等も含めて事後評価を実施し、県民に対して公表し説明責任を果たすべきと考える。	「千葉県県土整備公共事業評価実施要領」に基づき、事後評価については、事業完了後5年以内に、費用対効果や事業の効果の発現状況等の観点から、公共事業評価審議会での審議及び意見聴取を踏まえ実施し、結果はホームページで公表することとされている。	

平成26年度包括外部監査  
県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について

[千葉県消防協会：防災危機管理部消防課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
7	<p>II 各論としての外部監査結果</p> <p>1 公益財団法人千葉県消防協会の結果</p> <p>⑧ マネジメント及びガバナンスの仕組み構築状況について エ 支部監査について（指摘）</p>	<p>支部業務に対しても監事の監督機能が発揮されるよう、ガバナンス体制を再整備されたい。</p>	<p>監事である公認会計士の指導により平成28年12月に作成した監査基準に基づき、各支部において支部監事が監査を実施した。</p> <p>支部の監査結果については、すべて本部に提出させ、監事である公認会計士により確認を行い了承を得た。</p> <p>さらに監事が疑義ある場合は、本部において支部監査を実施する体制も整備した。</p>	

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
8	⑤ その他の監査結果について 共同研究フロアに係る転貸 契約について（指摘）	4階共同研究フロアについては、所管課が入居する共同研究団体と直接貸借契約を取り組み、賃借料も直接県知事口座に入金させる仕組みに変えることが、千葉県・かずさDNA研究所・入居する共同研究団体の三者にとつて、法的・契約上の関係及び会計処理の面からも整合性がある転貸料をかずさDNA研究所の収益として位置付け、現在のような預り金処理を改めると考えられる。上記のよう見直し方策を参考として、「公益財団法人かずさDNA研究所共同研究フロア運営要領」、「県有財産貸付契約書」及び「貸借契約書」等の見直しを検討された。	[産業振興課]4階共同研究フロアの転貸料を千葉県がかずさDNA研究所から徴収することに関して、その根拠を明確なものにするこことで契約上の複雑性を解消するため、千葉県がかずさDNA研究所の建物貸付契約である「県有財産貸付契約書」を見直し、建物貸付料に4階共同研究フロアの転貸料相当額を貸付料の追加分として合算して請求する条文を新たに加え、平成28年度の貸付契約から変更した。	

平成27年度包括外部監査  
千葉県立学校に係る事務の執行について

[教育庁]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
9	<p>II 各論としての外部監査結果 II-1 財務資産の管理について 3 遊休資産の賃借借契約につ いて（指摘）</p>	<p>賃借している土地のうち、遊休となつていて、早急に 地が把握された（安房拓心高等学校）ので、早急に 土地所有者等の契約当事者を特定し、契約の更新又 は解除を進められたい。 また、賃借契約に基づく土地等の活用状況につ いて、定期的に網羅的な調査を行うことと情報を集 約し、財務施設課として適切な指導又は支援を行 うよう要望する。</p>	<p>安房拓心高等学校で賃貸借している土地については、当時の 契約当事者が死亡していたため、契約の解除に必要な手続とし て、新たな契約当事者となる相続人と契約の更新手続を行った 上で、土地賃借借約合意書を取り交わした。 また、財務施設課としては、賃貸借契約に基づく土地等の活 用状況について毎年調査を行っており、調査結果に基づき、借 受けの必要性も含めた適正な管理について学校に指導・支援を 行うこととした。</p>	



平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

[健康福祉部健康福祉指導課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
12	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	平成25年4月に「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領」を制定する以前は、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例に定められた延滞利子の請求・徴収を行っておらず、現在債権管理中の長期延滞者に対しては一切行っていないが、これは同条例11条に明らかに違反しており、延滞利子の徴収を行うべきである。	全ての滞納者について、「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例」及び「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領」に基づき判断することとし、現在、滞納者の延滞利子の減免について、適用可能であるか検討中である。	継続
13	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	連帯保証人に対しても積極的に督促行為を行い、必要な財産調査を行った上で、場合によっては訴訟提起を行うなど、回収に向けた努力を行うべきである。	債務者2名のうち1名は返納を完了したが、残る1名は債務者及び連帯保証人の所在が不明になっており所在の調査を行う。督促状による納付期限を過ぎても納入のない債務者については、「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領」を今年度中に改正し、納付期限満了後直ちに連帯保証人へ督促行為を行うこととする。	継続
14	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	債務者ごとの個別ファイリル化については、長期延滞者だけでなく、現在返還対象とされているもの、約定の期日どおりに返済されている債務者も含めて、早急に作成がなされるべきである。	長期滞納者・現在返還中の者について、債務者ごとの個別ファイリル化を行った。	
15	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	速やかに平成7年度貸付事案について、債務者ごとの債権管理簿を作成するとともに事実経過を調査し、その調査した事実を元に、さらに納付を促し、また、具体的回収手段についてさらに検討すべきである。	債権管理簿を作成し、過去の納付状況を整理した。これまた、事実を基にした具体的な説明を債務者に行っていないため、今年度中に相手方宅を訪問し、債権管理簿を基に未済状況の説明を行い、納入を指導する。納入指導に従わない場合には、債務者に対し領収書の提示を求め、その結果に応じて「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還事務取扱要領」に基づき対応する。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
 管理に係る事務

[健康福祉部健康福祉指導課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
16	第1款 生活保護費弁償金	債務者が死亡した場合、相続人が複数存在した場合には、相続人全員に支払いを請求する必要があることか、相続人全員の支払いが直ちに支払ってくられるような場合を除いては、速やかにか相続人調査を行うべきである。	適切な債権管理を行うため債権管理マニュアルを作成し、平成29年3月に各健康福祉センターに通知した。マニュアル等に基づき、各健康福祉センターにおいて相続人調査を一部実施済みであるが、今後も債務者が死亡し相続人調査が必要となった場合は、戸籍調査等の必要な手続を行う。	
17	第1款 生活保護費弁償金	所在調査を行っても所在が判明しない場合には、徴収停止の要件を満たすと考えられる。そこで、定期的な所在調査と並行して一定期間経過後に財産調査を行い、徴収停止の要件を満たす場合には、徴収停止とすべきである（ただし、非強制徴収公債権の場合）。	適切な債権管理を行うため債権管理マニュアルを作成し、平成29年3月に各健康福祉センターに通知した。マニュアル等に基づき、債務者が所在不明等の条件を満たす場合は、各健康福祉センターにおいて徴収停止を行っている。今後も住民票請求等による年1～2回程度の所在調査、及び不動産登記簿の確認を行い、引き続き徴収停止の検討を行っている。	
18	第2款 生活保護費過年度分返還金	生活保護が廃止されているケースが多い結果、担当ケースワーカーと連動して回収するということができず、そのため、担当者が主導して債権回収に動かなければならない必要性が高い。しかしながら、各健康福祉センターにおいて、積極的に所在調査や財産調査等を行っているケースは少なく、書面による督促のみに陥り、時効消滅による不納欠損処理に至るケースが多い。そこで、積極的に財産調査及びそれに続く法的手段も含めた回収方法の検討を行うべきである。	収入未済がある生活保護廃止ケースについて、書面による督促だけでなく電話催告、訪問面接を実施しており、また所在調査が必要とされる案件については積極的に所在調査を実施している。今後は、登記情報の確認及び債務者への聴取による財産調査を実施するとともに、回収方法についても検討していく。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、  
 管理に係る事務

[健康福祉部児童家庭課]  
 児童福祉法に基づく諸制度において発生する  
 税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
19	第2款 交通事故賠償金	債務者から生活保護の受給証明書を提出させて、生活保護受給者である事実を確認の上、自治法施行令171条の6第4号を適用して履行期限を延長すべきである。 その後、生活保護に至った経緯及び生活状況を調査して、債権放棄を検討すべきである。	債務者から任意で生活保護の受給証明書の提出を求めている。	継続
20	第1款 児童扶養手当返還金	返還方法を決定する時点や、その後、決定したとのおりの返済ができず滞納に陥った時点において、財産調査は特段行われず、専ら受給者の自己申告に基づいて返還方法等が決定されているのが実情のようであった。 かかる運用では、要領が定める要件の有無を的確に判断することはできず、適切な債権管理を行うためには、財産調査を十分に行うべきである。	受給者の自己申告のみに基づき返還方法の決定を行っていたこれまでの事務処理を改めるため、収納管理を改正し、申請様式について、分納を認める根拠法令となる地方自治法施行令第171条の6第1項各号のいずれかに受給者が該当する旨を明記するよう改め、併せて、記載内容を証する書面（課税証明書等）を添付書類として提出することを規定した。 また、上記の内容を各健康福祉センターへ周知し事務処理について徹底するよう指導した。	
21	第1款 児童扶養手当返還金	児童扶養手当過誤払収納管理要領7条には、受給者が返還過誤払金の返還を督促に定める支払期限までに行わなかったときは、遅延利息を徴収する旨の定めがあるが、実際には遅延利息を徴収しない運用がとられていることが判明した。 かかる運用は、要領の規定に反するものであり、遅延利息の請求は行うべきである。 仮に、「滞納の理由は様々であり、全ての滞納者から一律に遅延利息を徴収することは相当では無い。」という考え方が現在の運用の背景にあるのであれば、要領の改正を行うなどして、一定の場合には遅延利息を請求しない旨の規定を設ける必要がある。	当該事業については、児童扶養手当過誤払収納管理要領にて遅延利息を徴収する旨を定めていないため、遅延利息を請求する根拠とすべき条項を定めていないため、遅延利息の徴収を行っていないかつかつたものであり、児童扶養手当過誤払収納管理要領を改正する際、遅延利息の取扱規定については削除した。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。





平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、  
 管理に係る事務

[健康福祉部児童家庭課]  
 社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
26	第1款 児童措置費扶養義務者負担金	収入認定の作業は複雑である上、速やかに行わなければならない一方、保護者が資料等を速やかに提出しないことも多く、困難を伴う作業ではあるものの、誤認定が相次ぐことにより、保護者の県や児童相談所に対する不信感を生み、納付意識の希薄化に繋がっておられることから、今後の再発防止対策が強く求められる。	再発防止のため、平成29年4月に事務処理マニュアルを改正し、認定の基礎となる法令や事務処理手順を明確化した。また、各児童相談所の関係職員に対する研修を実施し、認定業務の事務処理手順を徹底させるとともに、児童家庭課担当者によるダブルチェックを実施し、チェック体制を強化した。	
27	第1款 児童措置費扶養義務者負担金	前年度から繰り越されている未収債権について、年に1度、滞納者に対して催告書を送付する際に、既に時効消滅している債権も含めた金額で催告書を送付しているケースが見られた。 時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような督促行為は適法ではないことから、直ちにやめるべきである。	適切な時効管理のため、債権管理システム上で対象債権を抽出できように変更した。 また、時効消滅による不納欠損処理を随時行うように事務処理手順を変更することを決定し、変更後の手順について平成29年11月の担当者会議にて児童相談所担当者へ周知・徹底を行った。	
28	第1款 児童措置費扶養義務者負担金	滞納者に納付誓約書を作成させる際に、既に時効消滅している債権も含んだ形で作成させているケースが見られた。 強制徴収公債権である児童措置費扶養義務者負担金は、私債権と異なり絶対的に債権が消滅することから効期間経過により絶対的に債務承認をさせざるをえず、直ちに改善がなされるべきである。	適切な時効管理のため、債権管理システム上で対象債権を抽出できように変更した。 また、不納欠損処理を随時行うように事務処理手順を変更することを決定し、変更後の手順について平成29年11月の担当者会議にて児童相談所担当者へ周知・徹底を行った。	

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務の  
管理に係る事務

[健康福祉部児童家庭課]  
の施策に基づき諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
29	第1款 児童措置費扶養義務者負担金	回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分を執行停止を行うことこそが検討されるべきである。それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。	児童相談所担当者の徴収事務に関する知識・技能の習得のため、県税務課主催の収税担当者研修に参加した。また平成29年11月に、マニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各児童相談所との関係職員に対する研修及び、債務者への対応方法を検討するための会議を開催した。今後は、各児童相談所との関係職員に対する研修を継続して実施するとともに、債務者の状況を的確に把握するために所在調査や財産調査を進めていく予定である。	継続
30	第2款 児童福祉施設費扶養義務者負担金	既に時効消滅しており、法的に請求が不可能な債権についてまで全額繰越調定が行われ、時効消滅部分を含んだ全額についての催告書・納付書が發送されるケースが見られた。時効消滅において債務者の援用が不要とされる強制徴収公債権において、このような事務処理は適法でないことから、直ちに改善がなされるべきである。	適切な時効管理のため、時効消滅による不納欠損処理を随時行うように事務処理手順を変更することを決定し、変更後の手順について平成29年12月に各県立施設担当者への周知・徹底を行った。	
31	第2款 児童福祉施設費扶養義務者負担金	回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあっては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分の執行停止を取ることこそが検討されるべきである。それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。	マニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各県立施設の関係職員に対する研修を平成29年12月に実施した。また、滞納処分の権限を持つ児童相談所の担当者へ、債務者への対応方法を検討するための協議を平成30年1月に行った。今後は、各県立施設の関係職員に対する研修を継続して実施するとともに、債務者の状況を的確に把握するために各児童相談所による所在調査や財産調査を進めていく予定である。	継続
32	第3款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金	約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいづれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。	本件の債権の適正な管理については弁護士への助言を踏まえ、債権の整理に向けて検討を進めている。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在に対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づき措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査

〔健康福祉部高齢者福祉課〕  
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
33	第1款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金	約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにかい入れかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。	本件の債権の適正な管理については弁護士への助言を踏まえ、債権の整理に向けて検討を進めている。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

〔健康福祉部障害福祉課（障害福祉事業課）〕

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
34	第1款 児童措置費負担金	時効による不納欠損処理を行うとしても、財産調査の基準について再検討し、適切な財産調査を行い、滞納停止処分や時効中断措置を検討するべきである。	措置状況等 県税務課主催の収税担当若研修に児童相談所担当者が参加し、徴収事務に関する知識・技能の更なる習得に努めた。また、平成29年11月にマニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各児童相談所の関係職員に対する研修及び徴収に係る検討会議を開催し、財産調査対象の拡大を含め協議を行った。 今後は、各児童相談所関係職員に対する研修を継続して実施するとともに、債務者の状況を的確に把握するために所在調査や財産調査を進めていく予定である。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

[健康福祉部医療整備課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
35	第1款 医療技術大学校運営事業（みずほ寮に係る光熱水費負担金）	消滅時効期間が経過するまで中断措置を執らないことは適法ではなく、債務者に対して消滅時効の援用を促すことも適法ではない。 このような行為を根絶するため、今後は、担当者を使用する手引の充実や担当者への研修の義務化などの措置を講ずること、再発を防止すべきである。	担当者を平成29年2月に実施された税外債権担当者研修会に参加させた。 今後も庁内で行われる債権関係の研修には担当者を必ず参加させ、再発を防止する。	
36	第1款 医療技術大学校運営事業（みずほ寮に係る光熱水費負担金）	現在未収のまま毎年度繰越しとなっている5件・3万6920円の債権については、債務者が所在不明であり、回収可能性は全くない。 回収可能性がない債権については、放棄をすることによって未収を解消すべきである。 債権額が1万円以下の債権については、議会の議決が不要な専決処分として放棄することができ、未収のまま長期経過していることを考慮して放棄すべきである。 これまでも県が放棄をしておこなったのは、専決処分による債権放棄の前例がほとんどなかったからであると考えられる。 今後は、低額の債権については、その回収可能性を十分に検討した上で、回収不可能の場合には、専決処分による債権放棄の利用の促進をすべきである。	現在、専決処分による債権放棄を行う方向で検討している。	継続
37	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	連帯保証人も存在するが、主債務者に支払をするよう督促しているにとどまる。督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されていないのに、連帯保証人に対して履行を請求していないが、これは適法ではない。 連帯保証人に対して履行を請求すべきである。	連帯保証人に対し履行するよう請求を行った。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
 管理に係る事務

[健康福祉部医療整備課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
38	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	滞納者に対しては事実上文書等による催告しか行われていない。 返済能力の調査を行い、実際に返済能力があるにもかかわらず遅滞している例については、支払督促などの法的手続を実際に行うべきである。	私債権での財産調査は公示済みの不動産登記の情報と滞納者の任意の申出の情報となるため、滞納者と連絡を取り、就業状況、家族構成等を聞き取り、納入計画を立て履行を確認中である。 履行されない場合は支払督促を検討する。	継続
39	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	債権金額が少額で、取立てに要する費用が債権金額を上回ると想定される場合は、徴収停止（自治法施行令171条の5）の適用も検討するべきである。	地方自治法施行令第171条の5に規定される徴収停止を適用するに当たり、金額や適用方法等について実施マニュアルの作成を検討している。	継続
40	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	分割払いが遅滞に陥った際、住所の調査を行って督促をするなどの手続は行っているものの、実際に返済が可能かどうかの返済能力についての調査がなされていない。 返済能力についての調査を行うべきである。	不動産登記簿による財産調査、及び滞納者から電話や面会等により聞き取った内容、あるいは任意で提出を受けた本人の給与明細等により返済能力を把握するよう努めていく。	継続
41	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	長期間支払がされていない債権については、時効中断の措置を執る必要があるが、そのような措置が執られていないのは適法でない。 時効中断の措置を執るべきである。	現在、書面による債務の承認の手続を実施している。 今後、書面による債務の承認や支払督促等、時効中断の措置を実施していく。	
42	第1款 保健師等修学資金貸付金返納およびその延滞利子	債務者名のほとんどがカタカナで登録されており、過誤が生じるおそれがある。 新システム上では漢字で氏名を登録することが可能であり、過誤を避けるためにも漢字での登録に改めるべきである。	現在、新規貸付者はすべて漢字名で登録している。既存の債務者は、借用証書等の書類で漢字の氏名確認を行い修正を進めるとともに、卒業後の書類の提出のタイミミングで確実に漢字名への修正を決め実施している。	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

〔環境生活部廃棄物指導課〕  
社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
43	第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償	<p>法人が債務者である債権については、財産調査をし、その結果、財産がなく、かつ、営業が廃止され、滞納処分の執行停止（国税徴収法153条1項）をすべきである（ただし、他に連帯債務者がいないもの又は第三者弁済がなされていないもの以外で滞納処分の執行停止をしていない債権はない。）。</p> <p>個人が債務者である債権については、財産調査をし、その結果、財産がないもの分納が可能であるが、分納を促す必要がある。滞納処分の執行停止をすべきである。</p>	<p>所在不明者など、国税徴収法が定める要件に該当する者に対しては、滞納処分の執行停止に取り組み方針とし、全債務者の資産・資力の現況を把握するため、金融機関、市町村等に対し、所得、不動産、預貯金等の調査を行った。</p> <p>調査の結果、所在不明と考えられる者（個人）に対し、住所地への戸別訪問及び親族への聴き取り調査を実施し、平成29年10月に滞納処分の執行停止1件を行った。</p> <p>今後とも継続的に各種調査を実施し、債務者が要件を満たすと認められる場合には積極的に滞納処分の執行停止を行う予定である。</p>	
44	第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償	<p>清算人から分納させず、従前の分納については、清算人と協議すべきである。</p>	<p>分納については、平成29年2月24日に清算人に申し入れて中止し、以降は納付されていない。</p> <p>また、従前の分納については、平成29年9月12日に同人と協議し、返還を求めめる意思はないことを確認した。</p>	
45	第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償	<p>不動産の先順位抵当権者の有無、抵当権の被担保債権額、公売を行った場合の処分見込金額等を検討し、無余剰であるとの場合に判断される場合でなければならず、その場合でも、不動産市況などの状況の変化に応じて財産の差押え・換価を再検討するべきであると考ええる。</p>	<p>差押え不動産について、先順位抵当権者の有無、抵当権の被担保債権額、公売を行った場合の処分見込金額等を確認・検討中である。</p>	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、  
 管理に係る事務

〔商工労働部経営支援課〕  
 社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づき、  
 発生する税外収入未済金の  
 諸制度において

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
46	第1款 設備近代化資金貸付 事業等償還金・ 設備近代化資金貸付事業違約 金	千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領が、 公正証書に基づき強制執行を、滞納者等に「償還意 思が見られない場合」に限り行う措置としている点 は、改めるべきである。	千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領を平成29年3月に 改正し、公正証書に基づく強制執行を「滞納者等に一定の資力 がありながら早期償還が期待できない場合」に行う措置と改め た。	

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

[農林水産部団体指導課]  
うち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
47	第1款 農業改良資金（貸付金の償還金） ・ 農業改良資金（連約金）	主債務者について延滞がされている事例については、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである。仮に連帯保証人への請求を控えるべき特別な事情が存在する場合には、その旨の検討結果を簿冊に綴り整理しておくべきである。	主務課である団体指導課と農業事務所で連帯保証人の現況について確認し、請求の可否について検討を行った上で、連帯保証人へ請求を行った。 また、請求を控えるべき特別な事情が存在したものは、検討結果について書面での記録を作成し、簿冊に編冊した。	
48	第2款 就農支援資金（貸付金の償還金） ・ 就農支援資金（連約金）	主債務者の返済状況や確認できている返済意思からすると、今後も少額ずつではあるが主債務者からの返済が見込めず発生するもの、完済が遅くなるのであればそれだけ連約金が発生することとなるのである。未収金の早期回収という観点からしても、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである（自治法施行令171条の2第1号）。	主債務者が返済意思を示し分割納付を継続しており、債務残高も少額となり完済の目途が立っていることから、引き続き、主債務者に対し償還指導を行うこととし、連帯保証人に対しては、債務の状況について通知を行った。	
49	第2款 就農支援資金（貸付金の償還金） ・ 就農支援資金（連約金）	主債務者からの返済がなされずに延滞となった場合には、連帯保証人に対しても請求をし、なお、返済がされない場合でかつ回収の見込みがある場合には原則として訴訟提起等の法的な手続を行わなければならない（自治法施行令171条の2第1号、3号）。そのため、まず、法的な手続による回収可能性及び法的な手続を執るべきではない特別な事情の有無について早急に検討すべきである。	主債務者は破産免責されていることから、連帯保証人に対し請求を行ってきたところであるが、支払に応じないことから、法的手続による回収可能性について検討を行ったが、回収可能額と訴訟等法的な手続に要する費用を比較した結果、法的な手続の実施は見合せ、引き続き請求を行い、回収に努めていくこととした。	

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

[県土整備部河川環境課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
50	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金	過誤納付金については、既に還付金債権の消滅時効期間（5年）を経過しているため、債権者への返還の必要はないが、過年度分の使用料を徴収する際は、時効消滅した債権を徴収してしまふことがないように、消滅時効の起算点の確認を徹底すべきである。	今後、土木事務所の職員を対象とした研修実施時に、管理を行う債権に係る消滅時効の起算点及び時効完成時点について個別的に明確にし、時効消滅に係る弁済を受領することがないよう周知徹底を図る予定である。	継続
51	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金	特に徴収が困難と認められる事情がないにもかかわらず、債権者から新たに納付誓約書の提出を受けるとも、強制徴収手続を執ることもなく、債権を時効消滅させてしまつてしまつてから、適切な時効管理が行われているとは言い難い。 今後、特に徴収困難な事情がある場合を除き、債権を時効消滅させてしまふことがないよう時効管理の事務を適切に行うよう改める必要がある。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、債権者からの納付誓約書の徴収の実施について指導した。 今後、関係土木事務所が債権者からの納付誓約書の徴収について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。	継続
52	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金	滞納が生じて相当期間が経過しているにもかかわらず、強制徴収を前提とした財産調査を行っていない状態は債権管理の方法として適切とは言いがたい。そのため、滞納発生後、督促を行つてもなお納付がなされない場合は、原則として、速やかに財産調査を実施すべきである。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、所在調査、所得調査、不動産調査等の財産調査を行うよう指導した。 今後、関係土木事務所が財産調査に対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。	継続
53	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金	分納誓約にしたがって分納を継続している等、滞納処分を実施することが不適切と思われるケースを除き、原則として財産調査を実施し、滞納処分が可能となる財産があれば、差押えの手続を執るべきである。	財産調査の結果、滞納処分の対象となる財産が確認され、分納が行われていない等、滞納処分を実施することが適切と判断される事案については、該当債権の管理を行う土木事務所に対し、滞納処分の実施について指導、助言を行う予定である。	継続
54	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金	執行停止の要件該当性を判断するために必要な事実の調査を早期に実施し、滞納処分の執行停止の要件が認められるのであれば、執行停止を行うべきである。	財産調査の結果、滞納処分の対象となる財産が確認されない等、滞納処分の執行停止を実施することが適切と判断される事案については、該当債権の管理を行う土木事務所に対し、滞納処分の執行停止について指導、助言を行う予定である。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、  
 管理に係る事務

[県土整備部河川環境課]  
 施策に基づく諸制度において発生する  
 税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
55	第2款 海岸保全区域使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち海岸保全区域使用料に係る延滞金	正当な理由がないにもかかわらず支払を拒否している者に対しては、支払拒否できない理由がないことを説明し、なおも債務者が支払を拒絶するのであれば、速やかに滞納処分のための財産調査を実施し、差押え可能な財産が見つければ、差押えを実施すべきである。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、債務者からの納付誓約書の徴収及び滞納処分実施のための財産調査（所在調査、所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。今後、関係土木事務所が債務者からの納付誓約書の徴収及び滞納調査について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行うとともに、滞納処分の実施に向けた検討を行う。	継続
56	第2款 海岸保全区域使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち海岸保全区域使用料に係る延滞金	一方の債務者は、自宅を処分して県外に転居しているようであり、詳しい状況は不明であるが、当該債務者に対しても、財産調査を実施し、その結果に応じた、差押えや滞納処分の執行停止等の措置を検討すべきである。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、債務者からの納付誓約書の徴収及び滞納処分（又は滞納処分の執行停止）実施に向けた財産調査（所在調査、所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。今後、関係土木事務所が債務者からの納付誓約書の徴収及び滞納調査について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行うとともに、滞納処分（又は滞納処分の執行停止）の実施に向けた検討を行う。	継続
57	第3款 行政代執行費用	滞納処分の可能な財産が発見されていない点には不適切である。特に、預貯金債権などの流動性の高い財産については、速やかに滞納処分を実施しないと散逸するおそれが高いため、調査により存在が確認された次第、速やかに滞納処分を実施すべきであった。今後、財産調査によって財産が発見された際は、速やかに滞納処分を実施すべきである。	本債権については、分納が継続されているところであるので、本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、分納状況の保全及び滞納処分実施に向けた財産調査（所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。今後、関係土木事務所が滞納調査等について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

[県土整備部河川環境課]  
施策に基づく諸制度において発生する  
税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
58	第3款 行政代執行費用	両債務者とも無資力に近い状態であるにもかかわらず、職員が多大な労力をかけてまで少額ずつの債権回収を続けることは、費用対効果の観点からは問題がある。債務者から行政代執行費用の回収を行うよう働きかける努力をすることは必要なことではあるが、回収にかかる費用や労力に見合った成果が得られていないと言いき、このまま債務者に対する回収を続けることは妥当とは言えない。そのため、本債権についても滞納処分の執行停止を検討すべきである。	本債権については、分納が継続されているところであるので、本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、分納状況の保全及び滞納処分の執行停止の実施に向けた財産調査（所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。今後、関係土木事務所が財産調査等について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行うとともに、滞納処分の執行停止の実施について検討を行う。	継続
59	第4款 海岸保全区域を不法占有していた海の事業者に対する損害金	滞納者に対する法的措置は執られておらず、履行延期の特約の前提となる財産調査等も不十分であるため、自治法施行令の規定に照らして十分な対応が執られていないと言えない。債務者に対する財産調査等を実施し、法的手続による回収の見込みがあると判断されたならば徴収を執り、回収の見込みがないと判断されたならば徴収停止、履行延期の特約又は債権放棄等の手続を執ることを検討すべきである。	本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、徴収停止の実施等に向けた財産調査（所得調査、不動産調査等）の実施について（分納継続中の事案については状況の保全についても）指導した。今後、関係土木事務所が財産調査について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行うとともに、徴収停止の実施等について検討を行う。	継続
60	第4款 海岸保全区域を不法占有していた海の事業者に対する損害金	4名の債務者のうち2名（債務者A及び債務者B）の債務者については、海の家撤去に係る強制執行費用の債務者についての納付誓約書は提出されているのであるから、本債権について納付誓約書の提出を求めることが困難であったとは考え難く、適切な時効管理を怠ったものと言わざるを得ない。今後、他の債務者らに対する債権の管理を行う上では、時効中断をすべき債権に漏れがないよう、適切に管理を行うべきである。	本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、債務者からの納付誓約書の徴収の実施について指導した。今後、関係土木事務所が債務者からの納付誓約書の徴収について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。また、今後、土木事務所の職員を対象とした研修実施時に、債務者からの納付誓約書の徴収等により時効中断措置を遺漏なく講ずべきことについて周知徹底を図る予定である。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

[県土整備部河川環境課]

環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
61	第5款 債権譲渡を受けた債権の行使	第3順位の相続人について、相続放棄の有無を調査しないまま徴収停止の決議をしてしまったことは不適切である。 徴収停止を一度解除した上で、改めて第3順位の相続人について相続放棄の有無を確認し、全員相続放棄をしているのであれば再度徴収停止の議決をし、相続をした者がいるのであれば、当該相続人に対して請求を行うべきである。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、徴収停止の解除及び相続人調査の追加実施について指導した。 今後、関係土木事務所が徴収停止の解除及び相続人調査の追加実施について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。	継続
62	第5款 債権譲渡を受けた債権の行使	可能な範囲での財産・収入調査を行い、強制執行が可能な財産があるのであれば強制執行を行い、強制執行を行うべき財産がないのであれば履行延期の特約の利用の有無を検討し、履行延期の特約を行うことが可能であれば、履行延期の特約を締結すべきである。	本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、財産調査（所得調査、不動産調査等）の実施、履行延期特約の締結、訴訟提起等について（分納継続中の事案については状況の保全についても）指導した。 今後、関係土木事務所が財産調査の実施等について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。	継続
63	第6款 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律8条による行政代執行費用	収入が乏しく、差押え可能な財産もない債権者に対して回収を継続することは、職員に過大な業務上の負担を課すものであるばかりでなく、かえって徴収にかかる費用の増大を招くことにもなりかねない。 そのため、本件の債権者についても滞納処分の執行停止の適否を検討すべきである。	本債権については、分納が継続されているところであるので、本債権の債権管理を行う土木事務所に対し、分納状況の保全及び滞納処分の実施のための財産調査（所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。 今後、関係土木事務所が財産調査等について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行う。滞納処分の執行停止の実施について検討を行う。	継続
64	第6款 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律8条による行政代執行費用	存命中の債権者につき、推定相続人を調査する目的で戸籍謄本等を取得することは、「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」（戸籍法10条の2第2項）には該当しないと思われるため、このような調査の適法性には疑義がある。 戸籍謄本等の公用請求をする場合には、法律上の要件を十分に検討した上で行うよう留意すべきである。	今後、土木事務所の職員を対象とした研修実施時に、推定相続人調査のために戸籍謄本等を取得することがないよう周知徹底を図る予定である。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
 管理に係る事務

[県土整備部河川環境課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
65	第7款 河川法67条による 原因者負担金	A社宛ての原因者負担金の納付命令が有効に成立していることを前提として、代表者個人宛とみられる請求等は中止し、法人であるA社宛てであることを明確にした請求に改めるべきである。	本債権の債権管理を行う土木事務所において、平成29年5月から適正な名宛人（法人宛て）に対して請求を行っている。	
66	第7款 河川法67条による 原因者負担金	いずれの債務者に対しても、財産調査の実施が不十分であるため、速やかに各債務者に対する財産調査を実施し、滞納処分が見付かった場合は滞納処分を行うなど、滞納の解消に向けた措置を執るべきである。	本債権の管理を行う土木事務所に対し、滞納処分実施等のための財産調査（所在調査、所得調査、不動産調査等）の実施について指導した。 今後、関係土木事務所が財産調査について対応する予定であるので、これに係る指導、助言を継続して行うとともに、滞納処分の実施について検討を行う。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。



平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
70	第1款 県営住宅駐車場使用料	<p>千葉県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱16条は、「自動車保管場所の使用料は、当分の間無償とする」と定めている。</p> <p>上記要綱は昭和57年12月1日から施行されており、その後、千葉県営住宅設置管理条例の改正により、平成10年度以降に新設された住宅の駐車場は有償となったが、それまでに存在していた住宅の駐車場は、その後有償化されたものを除き、無償となっている。</p> <p>また、無償の駐車場（県が使用料を徴収しない）であつても、自治会（自動車管理組合等）が使用者から使用料を徴収している団地もある。</p> <p>無償使用の根拠とする要綱の要件を満たさないとはいえるため、適法性を欠く。</p> <p>無償の駐車場に対しては有償への転換に取り組みでいるとのことなので、有償化に必要な整備等を進められたい。</p>	<p>駐車場有償化の対象となる団地については、計画的に必要な整備等（住民への事前説明会の実施、駐車場整備工事等）を行い、駐車場の有償化へ取り組んでいる。</p> <p>平成29年度現在、県営住宅全144団地のうち、駐車場を有償化しているのは43団地あり、駐車場用地の確保が困難等のため有償化対象外の27団地を除く、残り74団地が有償化の対象となっている。</p> <p>当面は、千葉・習志野・東葛・葛南地域の団地を中心に、順次、有償化を進める計画としている。</p> <p>平成29年度は、3団地の駐車場整備工事を行い、平成30年度から、整備工事の必要のない団地を含む、5団地を有償化とする予定である。</p>	
71	第1款 県営住宅駐車場使用料	<p>県営住宅家賃を滞納していない、駐車場使用料のみを滞納している債務者に対する回収手続をしてい る例が少なく、自治法240条2項に抵触し、適法性を欠く。 駐車場使用料のみであっても、滞納整理の手続を踏むべきである。</p>	<p>駐車場使用料のみを滞納している債務者についても、今年度から家賃と同様に、徴収員（家賃滞納者等に対し、直接住戸を訪問し、家賃の徴収や、納付指導を行う専任の嘱託職員）による回収対象とした。</p>	

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務の  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]

社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
72	第1款 県営住宅駐車場使用料	<p>駐車場使用許可取消し後、事前に警告をして駐車スペースにブロックを置く（通勤等で駐車スペースを空けたとき）ことよって不法占拠を排除することとしている。実働は千葉県住宅供給公社が行っている。</p> <p>本来なら裁判手続によるべきと考えられ、県は千葉県住宅供給公社から報告を受けていない。</p> <p>そのため、万が一千葉県住宅供給公社が適法性を欠く自力救済をした場合に県は把握できないことになる。</p> <p>千葉県住宅供給公社が行う、駐車場使用許可取消し後の措置について県が報告を受けていない点は、相当性を欠く。</p> <p>より具体的な報告を受けることにより、監督を強化すべきである。</p>	<p>平成29年1月より、駐車場使用許可取消しについての報告書を千葉県住宅供給公社から提出させることとした。</p> <p>なお、その月分の駐車場使用料が月末までに支払われない場合、翌月に督促、翌々月に催告を行っているが、それでも納付が無く滞納が累積し駐車場使用許可取消しに至るような駐車場使用料滞納者を増やさないため、千葉県住宅供給公社の催告方法について見直し、平成28年度まで、累計滞納月数が10か月以上の者に対し、年1回だけ行っていた催告方法を改め、平成29年度は、累計滞納月数7か月以上の者に対する催告を1回、その後、累計滞納月数6か月以上の者に対する催告を1回の年2回催告を行った。平成30年度からは、催告対象とする滞納月数を見直した上で、更に年3回以上催告を行う予定である。</p> <p>また、千葉県住宅供給公社で接触できない駐車場使用料滞納者について、徴収員が把握している情報を提供するなど、滞納解消に向けた協力をを行うこととした。</p>	
73	第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可	<p>所在不明や死亡に対して、所在不明又は死亡のみを理由として請求しないことは認められない。</p> <p>回収可能性について調査や確認をしていないことは、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。</p> <p>相続人調査等によって回収可能性を調査確認し、回収をするか不納欠損処理をすべきか判断すべきである。</p>	<p>所在不明者については、関係者の連絡先など調査を尽くしたが、所在の判明に至らなかったため、債権放棄を行うことを検討しており、現在手続を進めている。</p> <p>死亡者については、今後、相続人調査を行っていく。調査の結果、回収可能性がなく、「債権放棄に係る全庁的な方針」の債権放棄の対象に該当する場合には、議会の議決を得て債権放棄を行い、不納欠損処理を行っていく。</p>	継続
74	第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可	<p>回収可能性のない債権である場合は、放棄（自治法96条1項10号）等の手続を経て不納欠損処理をすべきである。</p> <p>不納欠損処理を検討し、不納欠損すべき場合に該当する場合は、不納欠損処理に着手すべきである。</p>	<p>調査の結果、回収可能性がなく、「債権放棄に係る全庁的な方針」の債権放棄の対象に該当する場合には、議会の議決を得て債権放棄を行い、不納欠損処理を行っていく。</p>	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
75	第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	<p>未退去高額所得入居者に対しては明渡しについては生活の本拠に対する福祉的な配慮の必要性が乏しい。</p> <p>また、退去済みの債務者に対しては既に生活の本拠を他に確保しているため福祉的な配慮の必要性はないといえる。</p> <p>そのため、いずれに対しても速やかに法的措置を執るべきである。</p> <p>あるいは、本債権（損害賠償請求権）の回収可能性がない等により自治法施行令171条、171条の2柱書ただし書の「特別の事情があると認める場合」に当たるとすれば、放棄等の手続を経て、不納欠損処理をすべきである。</p>	<p>未退去高額所得入居者については、全員、平成29年度内に退去の見込みである。</p> <p>また、退去済みの債務者については、平成29年度において全く接触が取れていない一部債務者を除き、納付誓約に基づく納付など、一部納付がなされており、回収が見込める状況となっている。</p> <p>接触が全く取れていない債務者については、引き続き、接触に努め、状況を把握した上で、法的措置か債権の放棄等の判断をしていく。</p> <p>債権放棄に当たっては、「債権放棄に係る全庁的な方針」の債権放棄の対象に該当する場合には、議会の議決を得て債権放棄を行い、不納欠損処理を行っていく。</p> <p>今回の指摘に対する対応を踏まえ、高額所得者に対する対応マニュアルを整備した。</p>	
76	第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	<p>連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。</p> <p>連帯保証人に対して履行請求しないことは自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号に抵触しており、適法性を欠く。</p> <p>適切な時期に履行請求すべきである。</p>	<p>高額所得者は資力があることから、これまで、連帯保証人に対する履行請求は行っていないが、現在、個々のケース毎に回収可能性を精査しており、今後は、特別な事情がある場合を除き、履行請求を行っていくことを検討している。</p>	継続
77	第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	<p>高額所得者と認定された者から実際に減免申請があつた場合、減免についての法令上の根拠規定に抵触することとなる。</p> <p>申請があつた場合に法令に従つた処理をするよう、法令を確認すべきである。</p>	<p>高額所得者の減免について、法令上の根拠規定である公営住宅法（16条5項・6項、29条9項）及び同法の委任を受け制定された千葉県県営住宅設置管理条例（14条、30条）を確認した。</p> <p>今後、高額所得者から減免の申出があれば、上記法令に従つた処理を行っていく。</p>	

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務の  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]

うち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
78	第1款 県営住宅家賃（使用料）	不納欠損にした債権の事情は「県営住宅を退去した滞納者のうち、名義人の死亡、破産による免責決定、行方不明、再三の催告等によっても徴収ができず弁済の見込みがないと認められ、かつ家賃の最終支払日から民法が規定する時効期間（5年又は10年）が到来しているもの」であり、上記の事情には、不納欠損処理できないものが含まれている。そのため、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。今後の不納欠損処理について、要件を精査されたい。	平成28年度は、平成28年10月に行政改革推進課から示された債権放棄に係る全庁的な方針に基づき、議会の議決を得て債権放棄が妥当と判断された免責決定事案、連帯保証人がいない事案について、債権放棄した上で、不納欠損処理をした。今後とも同方針に基づき、請求による回収可能性を調査し、その中で債務者が破産法等の法令により免責された者、時効期間が到来しているが援用が見込めない者、債権放棄に係る全庁的な方針に該当する事案で精査していく。	
79	第1款 県営住宅家賃（使用料）	「滞納家賃分割の支払い相談のご案内について」に刑罰法規に抵触していると評価し得る文言が記載されていた。当該文言は監査対象期間後に削除したとのことであるが、今後も記載しないように、記載してはいけない旨を課内で周知すべきである。	課内打合せ及び徴収員会議等を通じて周知した。	
80	第1款 県営住宅家賃（使用料）	連帯保証人を付けるにあたっての手續（変更を含む）については、連帯保証人の印鑑登録証明書や所得証明書は提出させているものの、本籍地記載の住民票謄本を提出させていない。このことから、連帯保証人が転居した場合、所在がわからなくなり、連帯保証人からの債権回収が不可能となる。連帯保証人に履行請求しないこと等が、適法性を欠く。フロー内に、適切な時期に履行請求する旨を入れなければならない。	連帯保証人へは、平成29年9月に一斉請求を開始した。今回は滞納6ヶ月以上の滞納者を対象に行ったが、今後は名義人への明渡し請求時に、連帯保証人への請求も行う方向で準備している。全戸への一斉通知は平成30年の2月を予定している。フローの置き換えは、その通知と同時に予定している。新規入居者へは平成30年度の入居者へ配布している手引の更新時期に合わせて予定である。住民票謄本の入居時の提出に関しては、他県の動向では入居時に求めている場合が多いので、提出を求めるかは検討中である。	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]  
税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
81	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>減免の実体的要件を満たしている可能性が高いにもかかわらず実際には減免を受けておらず、入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務負担となっていないか不明な点は、公営住宅法の趣旨に照らして相当でない。</p> <p>減免制度の利用促進等によって入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務を負担させるべきである。</p>	<p>家賃減免を受けるには必ず申請が必要であることから、入居時に配布する「住まいのしおり」には減免制度について記載しており、入居説明会の際には減免制度の説明を行っている。さらに、全入居世帯に対し毎年度送付する「家賃通知書」でも減免制度を記載しており、併せて別途作成した減免制度のお知らせ文書を同封している。</p> <p>また、家賃滞納者に対しては、徴収員の戸別訪問時や、滞納月数4か月、6か月の催告時に減免制度のお知らせ文書及び生活困窮者支援制度の案内パンフレットを配付している。</p> <p>このほか、特に滞納家賃が高額で、滞納期間が長期の世帯に対しては、県職員が直接訪問し、滞納家賃の解消に向けた相談に併せて、減免制度及び生活困窮者支援制度について案内するようになっている。</p> <p>なお、現に家賃減免を受けている入居世帯に対しては、翌年度も減免の機会を逸することのないよう、申請書の様式等を個別に送付している。</p> <p>これらの取組の結果、減免世帯数は年々増加しているところであるが、今後も、同様の取組を行い、引き続き減免制度の周知に努めていく。</p>	
82	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>和解条項に抵触しても、明渡しの執行等によって生活の本拠を奪うことのできる限りを避けているという姿勢は理解できるものの、運用によって、いざという時に明渡しの執行等ができなくなってしまうというでは訴訟を提起して債務名義を取得した意義がなくなる。</p> <p>そのため、訴訟上の和解をする場合は、運用実態に見合った和解条項を作成する必要がある。</p>	<p>今後は、明渡し訴訟の際に、債務者だけでなく、連帯保証人も同時に提訴することを予定しており、その中で今までより、より現実的な内容の和解条項にするよう検討していく。</p>	継続

※ 備考欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成28年度包括外部監査  
知事部局が所管する事務のうち、  
管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]  
において発生する税外収入未済金の  
施策に基づく諸制度に

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
83	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>疑わしいものの悪質とまでは判断しかねるケースにおいて、状況の把握が不十分であることはともかく、状況の把握が不十分な状態で法的措置に踏み切ることは危険であるため、慎重に判断した結果として法的措置を執らなかつたこと自体はやむを得ないともいえる。</p> <p>そのため、法的措置を執るべきかどうかの判断を可能にするため、債務者の経済状況の正確な把握に努めるべきである。</p> <p>判断過程の合理性が担保されるように、債務者の経済状況の正確な把握等をより徹底されたい。</p>	<p>戸別訪問を実施して債務者の収入・支出等による支払能力状況を把握しているところであるが、債務者の支払能力に関する調査権限に限られているため、その限界の中で、県職員が直接名義人との面談を通じて、できる限り正確に把握できるよう努めていく。</p>	
84	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>千葉県県営住宅設置管理条例に基づいて近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の請求が認められるとしても、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。</p> <p>また、生活困窮の結果として家賃滞納に至る例が多いため、考えられることから、回収可能性が乏しい。特に同条例は「徴収する。」という、裁量が認められない文言となっており、そのため、いかに回収可能性が乏しくても債権として発生し、かつ、請求（徴収の手続）をしなければならぬことになる。費用対効果の面で不合理であり、かつ、結果として未収金を不必要に増殖させている。</p> <p>同条例に抵触しない範囲で、回収可能性の乏しい未収金を不必要に増殖させない方策を検討すべきである。</p>	<p>滞納の初期段階での対応を強化し、早期の段階から連帯保証人への請求等を実施し、改善がされない場合は、滞納額が増大しない段階での自主退去手続を進めていく。</p>	

平成28年度包括外部監査  
 知事部局が所管する事務のうち、  
 管理に係る事務

[県土整備部都市整備局住宅課]  
 環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
85	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>和解条項7項が過酷な条項とも考えられること等から、信賴関係破壊の法理（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）が適用されて強制執行自体が認められない可能性があるとともに、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。          当該条項を取えて入れるべきかを検討すべきである。</p>	<p>和解条項7項は、和解後に向けての規定であり、広く事案の展開を考慮する必要がある。          和解に至る滞納の経緯や、和解後の相手方の滞納の解消への対応によっては、7項の発動が妥当な場合もありうることから、一般的な規定として必要であり、今後も変更の予定はない。</p>	
86	第1款 県営住宅家賃（使用料）	<p>委託の選定に係る委員会が開催され、式次第や議事進行案や企画提案書の審査評価点集計表はあるものの、議事録は作成していない。          そのため、選定の過程が不明である。          サービサー（債権回収会社）の選定について、判断過程がわかるように記録を作成すべきである。</p>	<p>平成29年度末に予定されているプロポーザルに当たっては、委託の選定に係る過程を文書として記録し明確化する。</p>	